

産業生活常任委員会

(平成24年7月26日)

山本里香委員長

こんにちは。

産業生活常任委員会を開催したいと思います。

開催に先立ちまして、平成24年7月24日の日に正副委員長で打ち合わせをさせていただきましたところ、商工農水部より、三重県四日市市畜産公社の経営改善についての、今の現状報告を行いたいという申し出がありましたので、皆様にお届けをさせていただきました案内にも書き添えはさせていただいたんですけれども、それを本日の最後のところでいただくということで、ご了承をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、平成24年7月13日の前回の委員会において、原案の四日市市観光大使設置条例（案）について審査を行いましたときに、原案からの解釈を拡大していく、名称変更や、またシティセールスの場面にまでも及んでいくというようなことの話も出まして、広義なものにするというような論議が出たということになっています。そのために、本日、商工農水部だけではなくて、政策推進部にもご参加をいただいておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、政策推進部の藤井部長さん、一言その件についても触れながら、ご挨拶をいただきたいと思います。

藤井政策推進部長

どうもよろしくお願いいたします。

じゃ、座って失礼します。

今、委員長からお話しいただきましたように、議会議員発議の条例の中で、前回のやりとりの中でも観光だけではなくシティセールスにもというご意見を頂戴したということもありまして、シティセールスというすみ分けの中では、東京事務所あるいは広報広聴課も含めて政策推進部として業務に当たらせていただいておりますので、このあたりにつきまして、きょういろいろまたご指摘いただいたことについて、私のほうで現在やっていることを中心にまたお答えをしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

山本里香委員長

ありがとうございます。

それでは、発議第6号の四日市市観光大使設置条例の制定についての審議に入りたいと思います。当市が委嘱をするということの原案になっています観光大使が、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職となり得るかどうかという疑義が出ておりました、そのことについて確認をとということの宿題が出ておるところです。商工農水部にそのことにつきまして調査の報告をしていただきます。まず、最初に清水部長さん、ご挨拶をいただいておりますから、報告をいただきます。

清水商工農水部長

委員長からご提案がありました、議会提案の観光大使条例でございますけれども、先ほど委員長からご説明のありましたように、前回の宿題ということで、条例によって委嘱することによって、地方公務員の特別職に当たるのではないかということについて、ちょっと疑義があるということで、私ども、専門家にも調査をかけたところでございます。まず、その見解を担当のほうからご説明をさせていただいて、その後ご議論いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山本里香委員長

それでは、説明をお願いします。

岡田観光推進室長

また皆さん、よろしくお願いいたします。

前回の委員会の宿題になっておりましたものを報告させていただきます。

資料を、表紙とあと1枚ペラでございますが、ごらんください。資料をあけていただきまして、1点でございます。

1のところから読みます。当条例案の観光大使が特別職に当たるか否かについてでございます。先ほど部長が申しましたとおり、市から法律の専門家等に照会をいたしましたところ、当条例案による観光大使への委嘱行為は地方公務員の特別職に当たるという見解もあり、条例案をそのまま制定する、お手元の条例案、発議の条例案をそのまま制定することにより、後日疑義が発するおそれがありますというご報告でございます。

それで、言葉でもつけ足させてください。

これは、法律の専門家というのは顧問弁護士ということになりますが、総務省にも見解をお聞きしました。はっきりしたその結果は、回答、明確な見解は得られませんでした。各市で慎重に検討、判断されたいという回答でございまして、よってここに明文化はしておりませんが、各自治体で慎重に検討、判断ということでございます。

繰り返しますが、委嘱行為というものが後日特別職に当たるという疑義があるということのご報告でございます。

以上です。

山本里香委員長

今、疑義が、法律家の考え方によると、疑義が生じるおそれがあるということで、このままの条文では少しやっぱり問題があるのではないかという回答だったと思うのですが、これをつくっていくということで話を進めておりますので、1条1条の条文を審査していく前に、ここが大きなネックになっていたと思います。あと、仕事の範囲といたしますか。それで、きょうは政策推進部からも来ていただいたわけですがけれども、まず、この3条にかかわるこの部分、報酬も含めた形のところで、今の回答をいただいたことを含めて質問やら、ここで意見、審議を進めてまいりたいと思いますが、まず、この件について。

それでは、小林委員、お願いします。

小林博次委員

この件について、ざっくばらんに四日市市の魅力とかそういうものを、広く有名人の力を借りて情報発信するのかなと、そんなことが趣旨ですから、条例にして問題がありそうなものは外していったほうがええかなと。ですから、第3条は委嘱になっていますが、これを選任。それから、観光大使の報酬、無報酬と書いてありますけど、旅費とかそういうものは別の行事に参加すると、そこから出るような感じがあると思うので、これは別に要綱か何か定めていただくとして、ここでは観光大使の就任に対する報酬は無償とするというぐらいのことでとどめておいたらどうなのかなと思う。そんな感じで。

あと、それに関連して、5条で三つしかありませんでしたが、もう一つ、市の魅力を生かしたシティセールスというのを条例上にうたい込んでいく。第5条第2項に、その辺を、シティセールスに関する情報、こんなことを提供してあげる、こういう文言を少し入れて

みたらどうかなということ、口で言うてもわかりにくいので、あらかじめ文章が用意してあるので。

山本里香委員長

用意してあるということですが、このことについて、関連ですか。

森 智広委員

済みません。小林委員のおっしゃられた内容を含めた修正資料というのを、今、私が持っておりますので、これをお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

山本里香委員長

そうしたら、今、修正案資料の配付をお願いします。今、小林委員から発言のあった内容の修正資料。

皆さん、お手元に届きましたでしょうか。

ちょっと待ってください。その前に、今、新聞社の方が傍聴に1名入られておりますので、ご報告をさせていただきます。

資料は行き渡りましたでしょうか。それでは、森委員。

森 智広委員

済みません。資料の補足説明をさせていただきます。

先ほど小林委員がおっしゃられましたように、その選任、一応ここを選任に変えるということで、委嘱という文言ですと、特別職に当たるという見解がありますので、選任という文言でこの問題を回避しようという意図があります。

また、その報酬につきましても、就任に対する報酬に限定すると。もろもろの諸費用等は別途要綱に定めていくべきではないかと思っております。観光大使の無報酬という誤解を生まないようなていねいな説明にさせていただいているということです。

あと、5条に関しては、先ほどおっしゃられたように、シティセールスという範囲をふやしているということになります。

以上です。

山本里香委員長

大きく2カ所ということの中で、情報について細かくは先に送るとして、委嘱じゃなくして選任にするという言葉で回避ができるのではないかとということですね。それと、内容を拡大したということになります。まず、その回避ができるのではないかとということにつきまして、理事者のほうで、このことについて確認をとりたいと思いますが、どうなんでしょう。

岡田観光推進室長

委嘱、それから、今回修正いただきました選任についてでございますが、委嘱といいますと、例えば審議会の委員とか、委員さんに民間人を例えば公務員として任じるという行政用語、委嘱はいわゆる審議会委員等へ任じるという行政用語でございます。これは一般的にもそういうことでございます。

一方で、選任という言葉ですが、委嘱という法令用語とは違いまして、一般的な表現として選んで、ご依頼するというような言葉に、委嘱以外の選任に置きかえることで解決、対応ができるとは考えております。それは、そういう見解でございます。

山本里香委員長

回避ができるのではないかと、できるのではないかとということですね。できる、できるのではないかと、どちらでしょうか。

岡田観光推進室長

できる。

山本里香委員長

ということです。皆さん、今の、できるということです。意見交換をここで進めながら、このことについて今、修正のこの3のところ、3のところ、そういうことであれば、これをつくっていけるのではないかとということですが、それについて。

皆さんの中で疑義や問題がないということであれば、一つずつやっていきますけれども、今この大前提となっているネック点ですよね。ここ。この選任という言葉で回避ができるということで、報酬はそのために無報酬、この大使の収入に対する報酬は無報酬というこ

とでいけると。今まで委嘱であると報酬が生じる特別職という形で、いろんな審議会の委員さんなど、なってもらっているわけですがけれども。

伊藤 元委員

済みません。もう一度確認しますが、この条例の中で委嘱を選任という文言に変えることによって、その疑義を回避できるということで間違いのないわけですね。

清水商工農水部長

委嘱という法令用語から選任と変えることによって、先ほど冒頭に説明のあった特別職の公務員であるという疑義が生じるということを回避できるということでございます。

山本里香委員長

ということです。

伊藤 元委員

ありがとうございます。

力強い言葉をいただいたので、その辺で一つ回避ができるかなというふうに理解をしました。

山本里香委員長

それでは、このことについては、まず、このことについては、これで、含んだ上で条項の確認に進めるということによろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

それでは、その次のその今、修正案を出してもらった5条にかかわって、この拡大をするという、範囲を広げていくということの中で、こういうつけ加えをするということなんですが、細かな一字一句は別として、こういう形で、きょうも政策推進部にも来ていただいているわけですが、その方針でもって進めていかせていただいでよろしいですか。ご意

見よろしいですね。

(なし)

山本里香委員長

これにかかわって、名称のことも少し前回出ておりましたけれども、名称についてのことはいかがでしょうか。観光大使設置条例ということで、前回も両方の意見が、変えるということも含めての話がありましたが、最終的にはこのままでという意見が多かったようには思いますが、よろしいですか。

(なし)

山本里香委員長

そうしましたら、1条からこの観光大使設置条例について、一つずつ確認をしながら、進めていきたいと思いますが、1条ずつ読み上げて確認をしていったらよろしいですか。では、1条、趣旨です。

この条例は、四日市市にゆかりのある者を通じて、本市の魅力、よさを広く国内外にPRするため設置する「四日市市観光大使」(以下「観光大使」という。)の制度の実施に関し必要な事項を定める。

ということで、この件について。

伊藤 元委員

ごめんなさい。四日市にゆかりのある者を通じてという文言の解釈は、どうとっただいかな。誰かを介してということじゃないですよ。

そのちょっと確認を。どういうあれかなって。

山本里香委員長

これはどういうふうに、誰に答えていただくことなのか。解釈、ここでの解釈になると思いますけど。

伊藤 元委員

できたら、森さん、ちょっとお願いします。

森 智広委員

四日市にゆかりのある者が、観光大使と捉えていただければと思います。

伊藤 元委員

ゆかりのある人ということやね。

ある者を通じてということは、ある者というのは、ある人を通じてということになると、その人を通してというふうにならへん。細か過ぎるかな。

小林博次委員

かかわりのあると。

伊藤 元委員

かかわりのあるって、その文言をそういうふうな、ごめんなさい。

山本里香委員長

ちょっと待ってください。今、伊藤委員の発言です。

伊藤 元委員

四日市にゆかりがある、かかわりがある人に頼むということやね。

小林博次委員

それでええやんか。

伊藤 元委員

それでええのかな。

小林博次委員

そうそう。

伊藤 元委員

ゆかりのある者を通じてという。

小林博次委員

とり方が違う。

伊藤 元委員

とり方やね。済みません。そうしたら、もとはわかっておるつもりなんやけど、文言がちょっとどうかなというふうに自分は思ったもので、発言をさせてもらいました。

山本里香委員長

文言を確認していくわけですけれども、「者を通じて」というこの表記でよろしいですか。今、ちょっと確認ということでした。

森 智広委員

四日市にゆかりのある者というのが観光大使であって、後に観光大使の説明がある。これ、観光大使の説明の文ですので。これはイコールだと。観光大使が発信していくんだという文面になると思いますので、ご理解いただければと思います。

山本里香委員長

よろしいでしょうか。

(なし)

山本里香委員長

では、1条は、これ、今回、私たちがここで確認することは、案の案で、今度またパブリックコメントが出てきたのを集約して、並べ合わせ、それをまた一緒に検討してから最終の案をつくる、最終のものをつくるというわけですので、今は案の案として確認をして

いきます。

1条をこれにします。

それでは、第2条、対象。

観光大使は、次の各号に掲げる者を対象とする。

(1)本市の出身者、(2)本市に相当期間勤務または居住したことがある者、(3)本市の事業などでゆかりがある者、(4)その他、前各号と同等に第5条第1項に定める活動 これから決めますが を行うことができると認められる者、(5)市長が特に必要と認める者、これが対象者です。

小林博次委員

こんなところやわな。

山本里香委員長

よろしいですか。

加納康樹委員

済みません。細かいですけど、ですから、第2条の(4)、この第5条第1項及び第2項にということになるんですよね。

山本里香委員長

そうなってきますね。あと、またもう一回。

加納康樹委員

そうですね。それが、もしくは2項だけに変えるのかわかりませんが、その辺の差しかえた部分の整合性だけ。

山本里香委員長

今、5条全般にという意味で言われているわけですよね。意見として。

樋口龍馬委員

じゃ、確認です。

今の加納委員からの指摘の部分なんですが、私の中の認識では、第5条の第1項というのは、(1)から(4)までを全て指すのかなというふうに捉えたんですが、それで共通認識でよろしいでしょうか。確認だけ。

山本里香委員長

第5条の、第5条の第1項というのは、(1)から(4)までのことだと。第2項がその2となるわけですから、今、対象のその活動内容が列記してあるのが(1)から(4)ですので、今の表記で1項に定めるということによろしいということですね。

では、次へ進みますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

山本里香委員長

では、3条のところでは、

先ほど確認が出された、今のところを確認します。

第3条、市長は、前条の対象者で、第5条第1項に定める活動を行う意欲を有する者の中から、適任であると認める者を観光大使として選任することができる。

2、観光大使の就任に対する報酬は無償とする。

というこの項ですが、「観光大使の就任に対する報酬は無償とする。」と。特によろしいでしょうか。先ほど一度確認しております。

(異議なし)

山本里香委員長

それでは、第4条、任期です。

観光大使の任期は3年とする。

伊藤 元委員

確認で済みません。

この3年とした根拠というか、その辺はどこにあるのか、もしよければ、参考に教えてください。

森 智広委員

明確に3年という根拠づけはないんですけども、それは、ただ、他の自治体でよく使われているのが3年という例がありますので、こちらに準じたということになるかと思えます。ですから、任期に関しては、いろいろご意見があると思えますので、皆さんのご意見をお伺いできればと思っております。

山本里香委員長

よろしいですか。

小林博次委員

悪いことをすると、あかんでな。

山本里香委員長

区切りはつけておかないと。

小林博次委員

ええところやわな。

山本里香委員長

また、これは要綱で再任とか、そんなものをプラスで決めていくわけでしょう。それでは、任期として、任期は3年とするこの条文、よろしいですか。

(異議なし)

山本里香委員長

任期を設けるというのは3年ですね。

じゃ、次へ進みます。

活動等ということで、第5条、観光大使は、必要に応じて、次の各号に掲げる活動を行うものとするという中で、修正案をいただいた中に追加がされております、(1)市の魅力を活かしたシティセールス、(2)市の観光PR、(3)市の観光施策に対する意見、提言、(4)そのほか、市長が必要と認める活動。

第5条第2項、市は、観光大使が前項の活動を行うため、「四日市市観光大使」の名刺や本市のシティセールスに関する情報、観光情報を提供するなど必要な便宜を図るよう努めるものとする。

ということで、少し拡大をされたということですが、よろしいですか。

荒木美幸委員

確認です。

これも確認ですが、この修正案の1文を一番にもってきたということの意味というのは、やはり観光大使が観光にとどまらず、広く広義の意味での大使としての位置づけということのメッセージのあらわれと理解してよろしいでしょうか。

森 智広委員

まさに荒木委員がおっしゃられたとおりでありまして、解釈によっては、(2)、(3)、(4)は(1)番に含まれているというとり方もありますので、やはりシティセールスを一番上にもってきたというご理解で正しいと思います。

山本里香委員長

よろしいですか。

(異議なし)

山本里香委員長

では、次へ進めてまいります。

事務局に関する第6条、観光大使に関する事務は、商工農水部において行うということです。これも、今もそのような形で進めておりますが、これについて政策推進部のほうのその広報の関係で、タイアップをしていただくとことにはなると、もちろん、もちろ

んそのためにきょうこの場にいてもらうわけですが、よろしいですか。

藤井政策推進部長

私のところは、シティセールスは政策推進部がやっている部分とか、商工農水部がやる部分とか、それにとどまらず全庁的にやる部分というふうに思っていますので、ここについて、観光大使という方をどなたかにお願いしたとしても、その人だけでできる話ではなくて、ゆかりのある人を全部巻き込んで、役所中で、あるいは市民で事業者が一緒になってやっていくということですから、そういうことでいけば、全部でしますよと。この観光大使ということについて、事務を、庶務を商工農水部がやるということは何ら問題はないというふうに思っております。

それと、関連なんですけど、やはり先ほど加納委員がおっしゃったように、そのやっぱりこの(1)、(2)、(3)、(4)の、(1)(2)と、(3)(4)とはちょっとこう仕事の業務の中身がちょっと違うのかなと。私としてはやっぱりシティセールスと観光という形のPRという業務と、そのアドバイスとか、市長が特に認めるというのとは、業務はちょっと濃淡があるのと違うのかなと、私はこう感じたんですけれども、口幅ったい言い方ですけど。だから、恐らくその最初に第1項というふうに言っていたおるのも、本来の業務がこれで、それに附属するアドバイスというのはちょっとタッチが違うのかなというて、原案をつくられたのと違うのかなと思っておるんですけれども、その辺ちょっと逆に質問したみたいで申しわけございません。

山本里香委員長

ちょっと戻りますけれども、ニュアンスの問題ですよね。今、事務局の設置に関しては、商工農水部ということで、今、藤井政策推進部長からいただいた意見というのかな、この場で皆さん、耳に入りましたね。もし何か最後のまとめであればということで。まとめじゃなくて、今ですか。戻ってしまいますが。全体としてということで、最後でお願いをします。

森 智広委員

最後に。

山本里香委員長

そやないと、ちょっとずっと進めてきたので、形としては。ごめんなさい。

第6条のところ、確認をこれでされたということで進みます。

委任ということで、第7条ですが、この条例に定めるもののほか、観光大使の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

ということです。これは、例えば運用についてのその要綱とか、そういう形なのでしょう。その整備もしていかなあかんということです。委任ということでいいんですね。それは。いかがでしょうか。委任。「別に定めること」を、これ、こういう形をとっているんですね。普通こういう形で書くんですね。委任って。市長が委任をする。森委員、その確認をしたいと思いますが。

森 智広委員

まず、これは議会で制定するんですけれども、細かい要綱等々は市長に委任させていただきまして、運用レベルのルール等々はそちらで設けていただきたいという形で、委任という言葉を使わせていただいております。

小林博次委員

ちょっと第1条に戻らせてもらったらあかん。

山本里香委員長

ちょっとまた最後にもう一回確認をします。

今、7条まで進んでまいりましたが、今ずっと順番に確認はしてまいりましたが、総合的に7条まで来て、全体的なこと何か追加でありましたら、お願いします。

小林博次委員

全体を読んで、第1条を眺めてみると、「四日市にゆかりのある者を通じて」という文言は、これ、削除して、「この条例は本市の魅力、よさを広く内外にPRするために設置する」のほうが、こう体をあらわしやすいのと違うかなと思うわね。ゆかりのある者は、その次に第2条の規定で入っているわけで。

山本里香委員長

今、そういった第1条、全体とのバランスとか、全体を見つめて、見てということで、「四日市市にゆかりのある者を通じて」というのを削除してはどうかという意見が出ましたが、いかがでしょうか。

(賛成)

山本里香委員長

賛成という声も聞こえております。提案者、提案者ということ言うてええのかな、確認を。この意見に対して、森委員。

森 智広委員

本質的な内容が変わらなければ、文言変更というのは全く問題ないと思っております。「本市にゆかりのある者を通じて」というものを削除しても、趣旨の内容自体は変わらないのかなと今は思っておりますけれども、ほかの方のご意見もお聞きできればと思います。

伊藤 元委員

賛成と言いましたので。1条のほうを、やっぱり、これ、すっきりするかなと思います。やはり。それで、ゆかりのある者ということは、やはりその対象の第2条のほうでうたっておりますので、十分いけるのではないかなというふうに判断します。ですので、私としては賛成をさせていただきました。小林委員の案に対して。

以上です。

山本里香委員長

このことについて、ほかにご意見、ほかの方でご意見がありましたら。

樋口龍馬委員

済みません。削除でおおむねいいと思うんですけども。私も。ただ、ちょっとそうすると、「PRのため設置する四日市観光大使の制度実施に関し、必要な事項を定める」と。「設置する」の置きどころがちょっと変わったほうがいいのかなとも感じるので、ここを

1文削除してしまうと、ちょっと全体のバランスの問題で、「四日市市観光大使を設置する」、このちょっとまだ接続詞云々、助詞どうこうという部分はこそあどはやらないかなと思いますけど、設置が四日市市観光大使にかかるのに、前にあると、その前段の「四日市市にゆかりのある者を通じて」を削除することによって少しバランスが崩れるように感じるので、趣旨の部分は一回文法的にも見直したほうがいいのかなという気がします。

山本里香委員長

わかりました。

それでは、ちょっと言葉の使い方になってきますが。

藤井政策推進部長

今、私、言うべき立場じゃないと思いますけど、今おっしゃったような形にして、これ、恐らく県の場合は要綱というふうに聞いているんですけど、要綱でいくと、やっぱりこの必要な事項を定めるというふうになるので、これはなくても、条例で議員さんの発議の条例であれば、こういうことをする、こうやって人を頼む、こういうことを努力するというふうにしてもらえば、あと最後に必要なものというふうにつけてもろうておるもので、事項を定めるという事務的な話というのは、もうそっちに譲るというふうにしてもらってもいけるんじゃないかなとは思いますが。本文はどうするかは別として。今、樋口委員がおっしゃったように、この事務をどうのこうのというのは若干紛らわしいかなというふうには思いますけど。

山本里香委員長

それでは、今、条例として、要綱は別に定めるのであれば、ここでダイレクトに簡素にしておくほうがいいのではないかということですが、文言について確認をしながら預からせてもらうということで、ちょっと副委員長とそのことを確認して、また行政のほうにも、ほかのものもちょっと照らし合わせながら確認をして出させていただくということで、この扱いを預からせていただいでよろしいでしょうか。

中村久雄副委員長

ちょっと済みません。「四日市にゆかりのある者を通じて」ということはもう削除した

上でということによろしいでしょうか。

山本里香委員長

じゃ、この1条について。

小林博次委員

よろしい。ここの趣旨は、四日市の魅力とか、さまざまなことを、日本中、もしくは国外も含めて情報発信してもらおうということと、それから、これ、条例上でいくと、将来選んだ人に四日市市に対していろいろ提言していただくと、こんなことが実は趣旨になるわけですね、これ。難しい漢字ばかり並べると、中国人と間違われるとあかんから、ひらがなもたくさん入れて、わかりやすい表現のほうがいいかなと。

清水商工農水部長

済みません。私も一つの案で、その「四日市にゆかりのある者を通じて」というのを抜くということはお決めいただいたと思いますので、「この条例は、本市の魅力、よさを広く国内外にPRするため」、設置するを抜きます、「四日市市観光大使」（以下「観光大使」という。）の制度を設置する」と。

小林博次委員

それやと、正副委員長が後で調整するのがなくなるやろう。

山本里香委員長

ご意見を、ご意見を伺いましたので。

中村久雄副委員長

いやいや、それでええよ。

山本里香委員長

ご意見を伺いましたので。

中村久雄副委員長

十分。あれで。

山本里香委員長

よろしいですね。ご意見を伺いました。

ほか、全体的なバランスや、ここにはないけれども、つけ加えなくちゃいけないことがほかにあるのではないかということがありましたら。

加納康樹委員

さっきの第1条のところを正副に一任するというのは、私も全然それで構わないので、お願いをしたいのですが、済みません、ちょっと私もよくわかっていないんですけど、8月1日付でパブリックコメントもどきに出す文書というのは、大もとの文章で出すので、それはもう決定なんでしたっけ。

山本里香委員長

それでは、パブリックコメント……。

加納康樹委員

この少し変えつつあるものじゃなくて、大もとので出すのとで、市民の方の反応がというのは、その辺の整合性はどうするんでしたっけ。

山本里香委員長

パブリックコメントを進めていただいているのは。こっちや、こっちや。事務局さん、ちょっとお願いします。

議会事務局 栗田主事

今、原案で、パブリックコメントというか、これについては意見募集という形で実施させていただいております形で、この原案のまま出て行っております。それと並行してこちらの議論を進めていただいて、最終的に合わせていただくという形になります。

山本里香委員長

今、文言をいろいろ直していますけれども、趣旨というか、大きな根本的な内容で変わっているわけでは、今はないと思うんですね。目指すところは。だから、原案でパブリックコメントは進めてもらっていて、それを最終的にそれから出てきた意見を確認しながら、取り入れながら、最終をつくるということになります。

加納康樹委員

それで構わないだろうという意見でまとまりがつくんだったらいいんですけど、割と変わったなという感じがあるので、それでいいのかなという疑問があっただけなので、済みません、ちょっとパブリックコメントもどきの根本的なところがよくわかっていないので。

小林博次委員

方向的にはしたほうがいいわね。

議会事務局 鹿島議事係長

本来のパブリックコメントというのは、この議案を上程する前に行うのが常であると。ですので、今回行っておるのは厳密な意味でのパブリックコメントではない、加納委員がおっしゃるようにパブリックコメント様であるということでございます。ですので、原案と変わってしまったことについては、パブリックコメントの対応、議会の意見としての公表をする際に、変わった部分というのは同じように公表していく必要があると思いますので、それがどういう理由で変わったのかということ、例えばこの委員会でこういう理由でこう変えましたということ公表していくことで対応はできるのではないかとこのふうには考えておりますが。

山本里香委員長

よろしいでしょうか。パブリックコメントについて、あくまでもこれは原案のもとのところを出していくと。それで、返ってきた意見がどういう意見が出てくるか、また別ですけども、ころっと180度転換をするようなことにはならないと思いますけどね。

ほかに、全体的に見てプラスするところ、あるいは全体を眺めたときに直すところがありますでしょうか。副委員長、よろしいですか。

中村久雄副委員長

いいです。

山本里香委員長

それでは、今、1条については文言をきちんと作りまして、今、皆さんにいただいたご意見をもとに文言をきちんと作りまして、次回お示しをさせていただいて確認をとりたいと思います。ということで、何かすごく早くすすすすと進みましたが、いいことですか。四日市観光大使設置条例についての審議は終わりますけれども、政策からも出ていただきまして、農水商工も、これ、いいふうにつくっていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いをしたいと思います。まずはここで1番については終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

今、入れかえをしていただいている間に、実はきょうこのようにスムーズに進むというふうには思っていなかったもので、いや、前回、前回ね、これが難航するということも考えていましたので、8月3日、次回の委員会的时候にも審議をするということが続けてありました。だから、次回のときに案を示させていただくと、1条について。最後、確認になると思います。そのときには商工農水部はおりませんので、祭りの関係でおりませんので、議員間だけの確認ということになりますけれども、それでもいけるといいますので、それで進めてまいりたいと思います。8月3日はこのことについて確認を一部分とりますということです。

それでは、今ちょっとかわっていただいている間にもう一つ、8月9日に予備日を無理にまた入れさせてもらった経緯があります。初めは無理かなと言っていたけれども、無理無理8月9日に予備日を入れさせてもらった部分があるのですが、これは今回この流れでいきますと、8月3日に1条の確認ということで済ますことができると思いますので、8月9日はもう今の時点で消えるということによろしいですか。

(異議なし)

山本里香委員長

よろしいですね。

荒木美幸委員

あけば、私、実は視察を考えておりますので、復活するという可能性は。

山本里香委員長

ないですね。

荒木美幸委員

ないと理解してよろしいですか。

山本里香委員長

というのは、前回この観光大使のことで、そこに延びるかな、8月3日が商工農水部に出ただけないということで、その話があったのですが、今、大きくはもう進みましたので、そういうことです。8月9日は。

荒木美幸委員

了解です。

小林博次委員

どんな条例づくりでもそうだけど、条例の案で具体的にやっていると早いんです。全体の輪郭をやると簡単にいかんのですわ。だから、市民参加の条例づくりは大変。あれも条例から入っていると、もうとっくに整理が終わっていると思うの。

山本里香委員長

それでは、そういうことで8月9日は消えましたということですか。

それでは、休憩もとりませんでした。引き続き、引き続き有害鳥獣について現状の報告をしていただきたいということで、お願いをしてあります。それでは、よろしくお願い致します。

清水商工農水部長

所管事務調査ということで、有害鳥獣対策を取り上げていただきました。有害鳥獣対策につきましては、昨年度議会の皆様にもたくさんご心配をおかけしたところでございます。昨年度の反省を踏まえまして、今年度の取り組みの現状を担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山本里香委員長

伊藤課長、お願いします。

伊藤農水振興課長

農水振興課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座らせて失礼いたします。

お手元のほうに、産業生活常任委員会休会中所管事務調査資料という形で、有害鳥獣の現状についてということのを配付させていただきました。よろしいでしょうか。

済みません。じゃ、1ページ目をいただきますでしょうか。

まず、有害鳥獣の現状についてということで、こちらのほうに書かせていただきました。猿、イノシシ、シカ、カラス等野生鳥獣の生息域が拡大しており、農作物の被害額、件数ともに全国で深刻な状況であります。本市においても住宅周辺の出没など、その対応が急務となっております。

被害防止対策の普及啓発を推進し、電気柵等の侵入防止柵や、農業者、住民、猟友会が連携した追い払いや捕獲活動が必要となっておりますという形で、特に有害鳥獣の中でも、ご心配いただいているのが、まずサルの話だと思っておりますので、四日市のサル群の現状についてというような形で、現状のものを地図で示させていただきました。

具体的には、四日市には二つの群れがあるというような形で、下の地図を見ていただきますと、四日市A群というふうな形で、斜線にさせていただいてある部分です。こちらのほうについては、水沢、小山田、それから川島、四郷、そして内部の一部の地区が区域になっておりまして、大体遊動域というのは大体52km²というような形になっております。

あと、もう一つが四日市B群、これについてはちょうど桜と、桜町と菰野町のところに書いてある部分ですけれども、大体約10km²のところというような形でサル群がございまして、こちらのほうが動き回って悪さをしているというような状況でございます。

めくっていただきまして、2ページのところをごらんください。

今回ご報告させていただきます24年度の実施状況についてでございます。

まず1番目に、三泗支部猟友会、猟友会さんと協力をさせていただいてやっている部分でございます。まず1番目に、サル等の追い払いとか捕獲事業の業務委託と。これについては、動物用の駆逐用花火とか銃器等により有害鳥獣を追い払い、捕獲するというものでございます。

続きまして、2番目にサル等の捕獲おり駆除業務委託というふうな形で、こちらについては四日市の場合、銃器等で、鉄砲で捕獲できる分というのは非常に限られております。山があっても、その裏手にはすぐ住宅があったりという形で、銃を撃った場合に、散弾銃で撃った場合に、すぐ隣の民家とかそういうようなところに行ってしまうというような形で、ですので、なかなか銃というような形ではできない部分について、捕獲おりというような形でおりを置かせていただいて、何とか少しでもサル等の捕獲をしていきたいという部分です。

あと、3番目には、サルの捕獲処分事業委託という形で、これについては、サルを捕まえた場合に、1頭当たり1万円というような形でお金を出させて、事業委託をさせていただいております。

その下の表が、今現在実施させていただいております有害鳥獣の駆除の実施件数でございます。書かせていただいておりますように、この四日市の西南、そちらの方の地区でそれぞれこのトータルで8件、こういうような形で有害鳥獣駆除というようなことをさせていただいております。この中で対象についても、サルとか、あと、カラスであるとか、それから、イノシシ、それから、変わったところではヌートリアとか、そういうものについても、被害が出ておるということで、対象とさせていただいております。捕獲方法については、銃器のほか、おり、それから、空気銃等も扱っております。

あと、その下に、このページの一番上にあります、追い払い等の捕獲事業の業務委託の中で、実際追い払い等に出させていただいている実績でございます。6月末で延べ38日間で、延べ118名の方が、カラスの駆除、またはサルの駆除というふうな形で出させていただいております。こちらのほうが猟友会に委託している部分でございます。

続きまして、2ページの下の方、追い払い対策でございます。

追い払い対策といいましても、こちらは主に住民の方、それから農家の方、自治会の方にお世話になっている部分です。まず1番目に、動物用駆逐用煙火T-3等の追い払い資材の配付というような形でございます。こちらにそれと、その下には追い払い部隊の組織

化、追い払い方法の検討、それから、追い払いのための講習会等を開催しております。あと、動物用煙火の取り扱い研修会というような形で、今回、実施させていただいております。この動物用の駆逐用の煙火、これは動物用駆逐用として新たに開発されたものであります。これについては実際使う場合には、火薬の量の、火薬取締法の関係で、事前に研修会を開いて受講いただいた上で、受講証というのを持っていただいた方にのみ配付させていただいている部分でございます。

3ページの上のほうを見ていただきますと、4月以降に追い払いと資材等を配付させていただいた実際の数値を書かせていただいております。動物用駆逐用煙火という形で、1655本という形で配付させていただいておりますが、従来ですと、住民の方に配付させていただいているのがロケット花火とか、爆竹というような形で、特にロケット花火等については、火をつけて、ぱーっと飛んでいくのが、火の矢が飛んでいくイメージです。ですので、なかなか要するに山林に近いところですので、火事等の心配もあるということで、なかなか使う量も限られていたという部分なんですけれども、今回の動物用の駆逐用の煙火というか、花火につきましては、これは手元で持ってこよう。今回、手元に持ってまいりました。ちょっと出してあげてください。

こちらのほうが動物用のT-3という駆逐の煙火でございます。こちらの下へ導火線をつけまして打ちますと、よく催し事があるときに事前に花火がバーン、バーンと打たれるのを聞いていただいたことがあるかと思っておりますけれども、そんな形で、これについては5発、火をつけてしばらくすると、かなりびゅーっと飛んで行って、パーン、それから、それが5回続くというような形の花火でございます。そうした上で、こちらのほうにホルダーという形で、こういう黒い筒がありますけれども、そこに差し込んでいただいて、しっかり差し込んでいただいて、それで、サルがあちらのほうにおるとしたら、サルに向けて、こうしっかり持って、ここに火をつけていただいて駆除すると。かなり大きい音です。本当にびっくりするような音がします。そうした上で、まずサルをびっくりさせる。そこから、要するに追い払うという形です。

あと、それについて、追い払うだけではなくて、じゃ、1回やったら、もうそれでサルが逃げていくかということではありませぬので、すぐちょっと下がって、様子を見ているという形ですので、それについては再び追い込んで行って、もう一回打つというような形のことをしていただくというような形で、講習等も開いております。

右側のページに、その住民の方が出られている取り扱いの講習会の開催の状況を書きま

した。24年については、小林町と、先日も桜町で102名の方、こちらについては桜だけでなく、遠くは内部の方も何人か参加いただいて、全体で6地区の方が参加していただいております。そうした上で、その表の下に23年度から延べ受講者という形で、561名の方がこのT-3の講習会を受けていただきまして、これを使える受講をしていただいているという形で、この方たちに配付をさせていただいているという形です。

また、この際に、猟友会の方も来ていただきまして、効果的な追い払いの方法という形で、先ほど申し上げたように、1回打っただけではなくて、その後また進んでいって、追い込んでいくというような形のことで、サルにここに来てはいけないんだというような形で認識させるというような形で進めております。従来はなかなかそういうことができなかったのも、住民の方も、あ、来たな、大変だな、何とかならないかなという形で、なかなか何もできなかった部分があったんですけれども、こういうような住民の方にもサルを追い払う道具というか、そういうものが供給できたのかなというような形ではありますが、ただ、あくまでも追い払うという状況ですので、サル自体が減るわけではないので、今後は猟友会の方、また、地区間というような形、地元の方と協働して追い払って、追い込んで、それで待ち伏せして撃ってもらおうというような形のことを進めなきゃならないという形で、今現在進めておるところでございます。

3ページの中段のところでございます。防除施設の整備補助という形で、先日の三重県の県政だよりのほうにも、獣害の関係が1ページで載っていたんですけれども、まず、こういう防除をしていくためには、やっぱり餌場をつくらない。それから、隠れ家をなくす。それから、その後は要するに囲うというような手続。まさにこれが防除施設で囲うという形のものでございます。こうしたものに対して、2分の1補助というような形で出させていただいております。24年度になってもこの3地区で既に防除柵を設置いただいて、サル、また、イノシシ、シカ等の被害を防ぐために、地元のほうで対策をいただいております。

その下には、野生ザルの行動調査ということで、これにつきましては、サルに受信機をつけまして、サルが今どこにいるかという形を調査して、それをメール等で受信して、追い払いに役立てていただくと。この近くまで来ているぞというような形を、農家の方も確認いただいて、それをもって対策に出動いただくという形もでございます。

あと、5番目には、有害鳥獣の被害防止対策の協議会というような形で、こちらのほうで捕獲用のおりとか、受信機であるとか、アンテナ等の購入を行っております。

今現在実施させていただいております有害鳥獣事業の現状について、以上のようなこと
になります。

山本里香委員長

説明をいただきました。現状についてということですが、このことについて、ご質問や
ら、また、お考えがありましたら、ここで、協議会です。

樋口龍馬委員

昨日の、ちょっと僕、何チャンネルだったか忘れたんですけど、夕方の番組で、三重県
内のゴルフ場がそのイノシシとサル対策のために、犬を使ってやっていると。全くそれ
によってイノシシとサルが出なくなったんだと。何かその手法が特許か何か登録してい
るらしいんですけど、私はもっとちょっと詳しく見ればよかったんですが、キャディーさん
が出てきて、全く最近見ないですなんていう話もしていたもんで、いろんな手法が出て
きているんだなということで、調査、研究していただければなと思います。

山本里香委員長

ご意見ということです。

伊藤農水振興課長

済みません。犬によってサルを防除するというのは、長野県あたりでモンキードッグと
いうような形で、犬を飼いならして、サルが出てきたら、犬猿の仲間んでしょうか、犬を
使って、そういう追い払いをしているという形もございます。ただ、なかなかそれをこう
普及させるというのは、なかなか難しいというような状況はあるようには聞いております。
以上です。

森 智広委員

当年度の実施状況ですけれども、これ、特に、これまで、従来と変わった点というのは、
特出しすべきところというのはあるんですか。従来どおりということですか。

伊藤農水振興課長

サルについては、追い払いというような形のはしておりました。それから、捕獲おりというような形で、おりを置いて、なかなか鉄砲で撃てるところがないという形ですので、捕獲おりを置いていただいて実施をしていくというのは、昨年の年度途中からというふうな形で進めさせていただいております。なおかつこの事業の中で、従来サルのみというような形だったものを、皆様ご存じのように、南部丘陵公園等もイノシシが出ているというような形、あと、それと一部では、こちらのほうにもありますけれども、ヌートリアであるとか、それからアライグマ、こういうものが要するに出没するという形のことになっております。

そうしたものに対して、これは主におりで捉えるというような部分が多いんですけれども、そういうものに対しても、24年度から、おりを置いていただくことに対して、なかなかイノシシなんかだと、肉がある程度食せるという部分があるんですけれども、そのほかの部分についてはなかなかこう食するということはできないので、猟友会の方によりやっただけのような形で、これについては予算化もさせていただいて取り組んでいただいたという部分が大きなものだと思います。

以上です。

森 智広委員

駆除数で合計、鳥以外は6頭ですけれども、これ、イノシシが4頭で、サルが2頭でよろしかったですか。

伊藤農水振興課長

はい。

森 智広委員

これは実績としてどうなんですか。

伊藤農水振興課長

私どもとしては、もっともっととっていただけるような形で、なかなか正直言うと、それから、撃てない。それから、四日市の場合、本当に撃つところが少ないということで、あと、おりに捕まえるというのは、結局ある程度しっかり餌づけをした上で、猟友会の方

のお話を聞きますと、まず、そこに設置した時点で、人間のにおいというか、例えばたばこのにおいでも、私たちはわからないけれども、本当に長いことつくような形のことがございまして、ある程度長い期間で置いておかないと、なかなか入ることができないという形で聞いております。ですので、少し期間を置いてから、時間が必要という形のごとは考えておりますが、とにかく少しでもたくさんとっていただきたいというような感じでは考えておりますが、まだまだ量が少ないというのは、正直、私どもは考えているところです。

森 智広委員

済みません。ちなみにこの今年度目標数、イノシシ、サル、何頭か、それはもう計画であると思うんですけども、お願いします。

伊藤農水振興課長

サルについては、捕獲処分というふうな形で予算化は50頭分させていただいております。しかし、昨年については16頭というふうな形で、50頭というのは非常に難しいような数字ですけども、それに向かって猟友会の方にもご協力をお願いしてやっていきたいと考えております。

あと、イノシシ、シカ等につきましては、具体的に何頭というふうな形ではちょっと決めていないのが正直なところなんですけれども、これについてはやはり危険な部分、特に南部丘陵公園の近くであるとか、そういう部分については、有害鳥獣で、中で捕まえていきたいというふうな形で考えております。

森 智広委員

最後ですけども、イノシシの昨年度実績というのはどうですか。ちなみにサルはまだ4、5、6、3カ月で2頭ということは、年間を通じても単純計算8頭ぐらいになるんですけど、去年16頭ということで、ペースは余りよくないなと思っております。イノシシだけ、昨年実績がわかりましたら、教えてもらえますか。

山本里香委員長

わかりますか。どなたが。

森 智広委員

わからなければ、また後日で結構です。

伊藤農水振興課長

今、手元にちょっと資料を持っておりません。申しわけございません。

それと、サルのお話ですけれども、やはり夏から秋にかけては、どうしても食べ物が多いというようなことで、なかなかこう畑とか出てきても、要するに撃てるような状況ではない部分が多いんですけれども、やはり冬になったほうが、冬のほうがやはり餌も少なくなってきて、撃ちやすいという部分は正直ございます。ですので、できるだけ多く数を減らせるような形で、猟友会の方と一緒に協力してやっていきたいと思っております。

以上です。

山本里香委員長

よろしいですか。数値のこと。じゃ、実績のことについては後で資料をいただくということでもよろしいですか。

伊藤農水振興課長

はい。

山本里香委員長

じゃ、用意してください。

それでは、小林委員。

小林博次委員

資料について説明してくれる。この1ページのこの点、点、点となっておるのがB群の行動範囲やね。黒が二つあるけど、灰色がA群の行動範囲で、狩猟禁止区域というのはこの灰色がもっと濃いやつのことを指しているのか。これ、誰が資料をつくったんや。これ、見てわからんやないか。こんな資料ぐらいはもうちょっときちっとつくっておかんと、やる気のないのはわかっておるけど、資料ぐらいもうちょっとまともにつくったらどうなん

や。聞かないとわからんやないか。横に、例えばこの模様のところはA群で、この模様がB群で、ここが狩猟禁止区域って書いてありや、わかるよ、これ。同じよ。これ、狩猟禁止区域って灰色で、ちょっと白いから、黒っぽくないほうがそうかなと思ったけど、よう見ていくと、違うんやわな。黒っぽいところが狩猟禁止区域なんやな。逆さまに見えますやろう。あなたら、非常にいい目をしておるな。サルは見えやんけど、こういうものはよう見えるわけか。ちょっと説明してくださいよ。

伊藤農水振興課長

済みません。資料のつくり方、申しわけございません。

A群の中に斜め線の部分と、それと濃い、ここでいうと、濃い部分がございます。濃い部分につきましては、銃猟禁止区域ということで、銃を使って猟をすることができない区域という形になっております。資料がわかりにくくて申しわけございません。

小林博次委員

資料はまた差しかえてください。

それから、有害鳥獣の中に、サル、イノシシ、シカ、カラス、これが有害鳥獣やね。説明の中には、アライグマとヌートリアが入ってくるんやけど、それぞれの個体数は幾つになっているの。

山本里香委員長

わかりますか。

伊藤農水振興課長

済みません。アライグマについては外来種で、これは入ってきておりまして、市内各地で出没しておるとい形でございますが、数については、申しわけございません、正確に何頭という形にはわかっておりません。

それから、ヌートリアにつきましても、今現在桜地区で、これで農作物の被害が出ているという形は確認をしております。ただ、これについてもたまに海蔵地区で出たりというような形で、もうどれだけいるかというのは正直言ってわからない部分はございます。

以上です。

小林博次委員

そうすると、ここにこれ書いてあるけれども、有害鳥獣のこれらが仲間入りするとすれば、1ページの有害鳥獣の現状のところ、これ、表記してもらった必要があるのと違うかな。それから、はっきりはわからんがというのは、ええかげんにわかっておるのなら、出してください。全くつかんでなくて、まさかここに出てくるはずがないので。

水谷商工農水部理事

済みません。資料のつくり方にちょっと不手際がありまして。

ただ、1ページはサル群のということで、ちょっと限定させていただきました。2ページの有害鳥獣の駆除の実施件数、これはエリアを、この駆除を出しておるエリアはわかりますもんで、地図に落とさせていただいて、もう少しわかるようにさせていただきたいと考えております。

小林博次委員

ヌートリアとかアライグマとか、頭数はどうなっておるの。正確にはわからんという。

水谷商工農水部理事

正確には、アライグマ、それから、ヌートリアというのの頭数はわかりません。各地区でこういうのが出たというのを報告を受けて、一応まずは、今これで駆除のあれを対象にしたのがヌートリアをここの地区ということで、ちょっと限定させて、今、対応をさせていただいておるのが現状でございます。数についてはちょっと今、把握はしておりません。

小林博次委員

ヌートリアとかアライグマの被害が、農業被害があったと聞いていないんやけど、どの程度聞いているのかな。

水谷商工農水部理事

ヌートリアにつきましては、この時期、野菜等が被害が出たということで、これ、桜地区でございますけど、それで被害は聞いております。アライグマについては、まだ具体的

にはここでという被害は、私ども、まだ聞いておりませんので、おりの設置もまだ対応はしていないところでございます。

小林博次委員

そうすると、正確に頭数も個体数もつかんでないし、被害の実態も正確にはつかんでない。桜で出たという話だけやな。いやいや、何でこれを聞いておるかという、あんなら、サルのことをちょっとやらんと、だんだんだんだん広がって行って、困っておるのは何でも困るんよ。誰でもね。シカの被害なんかでも、ここには書いてもらっていないけど、我々が植樹した木が皆シカに食われて困っているやね。だから、もうちょっとこう資料として出すのなら、実態をつかんで出してこなあかんよ、これ。いいかげんに当てずっぽうで出したらあかんよ。そうでないと、対応の仕方が変わってきますやろう。だから、そういう意味でこの資料が不親切な作り方がされているので、わかりにくいと。それと、2ページの例えば(3)サルの捕獲処分事業委託50万、1頭当たり幾らになるのか、我々は見当つかないので、こういう数字を出すときはやっぱり1頭当たり幾らぐらいになるのか書いておいてくださいね。

その次に、具体的な中身の質問に入らせてもらいます。

まず、1ページのサルのほうからいきますが、A群の個体数が最大160と踏まれたわけやね。これは勘定できるよね。サルどこネットに金を出しているわけやろう。これ、簡単につかめるわけね。数字が。何のために金を出しておるの。

伊藤農水振興課長

サルどこネットにつきましては、サルに発信器をつけて、それについて、どこにどう動いているかというような形で回っていただいて、今ここにいる、ここにいるというような形のことで、そのようにして存在というか、どこにいるかというのを、要するに発信をして、発信というか、調べていただいているのが現状です。それで、頭数についてはその状況を見て、大体約何頭というような形のことで報告いただいております。

小林博次委員

それが140から160頭ということやね。数字に間違いはありませんか。

伊藤農水振興課長

こちらのほうで、そういうような形で聞いております。

小林博次委員

B群については100頭から120頭、これもサルどこネットで確認ですか。

伊藤農水振興課長

サルどこネットのほうから……。

小林博次委員

具体的にこう駆除していくわけやけど、あなた方の説明を聞いていると、狩猟禁止区域が多くて駆除できないという言葉があったけど、この地図でいくと、禁止区域のほうが少ないやない。だから、駆除できないというのは別の理由があるのと違うの。もっと正確に出して。

伊藤農水振興課長

この具体的に濃く塗らせていただいたのは、銃猟禁止区でそこは完全に銃では撃ってはいけないというような形の区域でございます。そのほかにも、小林委員がおっしゃるように、この部分については銃で撃つことはできる区域でございますが、実際に猟友会の方に撃っていただこうと思いますと、例えば住居の近くであるとか、そういう部分では発砲することができないというような形のことがございますので、この区域内でも四日市の場合、本当に撃てるという、実際に発砲できる区域は限られているというような形のことでございます。

以上です。

小林博次委員

そうすると、猟友会に任せても、サルはしとめられやんという話をしておるわけやな。今度きちっと出してくださいよ。

伊藤農水振興課長

今お話しいただいたサルについては、捕獲できるというか、そういうのは免許の関係から猟友会にお願いせざるを得ないという状況です。そうした中で、できるところで、できるところに、私どものほうも住民の方と一緒にあって、こう追い込んで、先ほど申し上げたような形で、一緒にあって待ち伏せして撃っていただくような形の体制をとっていかないとならないと考えております。

以上です。

小林博次委員

そうすると、結果として、何や、サルが2頭、川島、桜、水沢、小山田で、A、B群の中で2頭だけなのか。

伊藤農水振興課長

今現在のところ残念ながら2頭だけです。

小林博次委員

4月から、4、5、6、7、4カ月あるわけや。やる気がないわけか。猟友会とどんな話になっておるの。あの人たちは、猟友会以外の人たちを使って、おサルの追い払いはけしからんということで、あんた方ともめたわけやろう。何やらおかしいなと思ったら、あんた方が2年間猟友会の総会にも出席せずに、無視してきたわけやん。わかります。サルを殺すのが嫌やと言うておるとい話を、我々に内緒で教えてくれておったわけやな。ところがサルの被害はもうどうしようもないほどひどいけど、あなた方はサルが食い終わった後、そこへやってきて笑っておるだけやわな。笑って、立って笑っておるようなことなら、来ていらんと言って怒っておったけれども、これ、4カ月でこの数字ではやる気がないと思われても仕方がないんやけど、一体担当者は何をやっておるのかね、これ。

水谷商工農水部理事

先ほども、私どもの課長のほうから説明したように、4、5、6、3カ月で、この今、サルについては2頭でございます。これについては鉄砲の撃てるところに追い込んで撃つたのが2頭ということでございまして、なかなか猟友会の方々とお話ししておると、やっぱり鉄砲を撃てるところが限られておるといこととございまして、そういったところ

に住民の方々と協力して、追い込んで撃っていただくと。ただ、この春先から秋にかけては結構そういう畑のほうを中心にやっぱりサルも出ますもんで、なかなか鉄砲を撃つ機会が難しいということでございまして、やっぱり冬場を中心にサルのほうについては撃てるように、今後また猟友会の方々が、それから地元の方々と一緒にそのサル駆除について進めていきたいなと考えております。

小林博次委員

そうすると、あんた方、商工農水部やな。農業を壊すほうの委員会と違うな。農業を守るほうの委員会やな。被害が集中しているけど、そこら辺についてはどうやって対応しているの。

水谷商工農水部理事

サルの被害につきましては、各地区で今回T-3という動物駆逐用の煙火、花火を支給することによって、サルが出た時点で追い払いをしていただけるような体制は、各この内部から川島、桜、水沢の地区にかけて、とらせていただいております。そういったことで、まずは畑に出た時点で追い払いをしていただくような形の体制はとれてきたのかなと思っております。ただ、これにつきましては、今後まだサル等は畑に出てきますので、これらの追い払い資材につきましては、私ども、切れないように、各自治会、センター及び自治会に資材提供をしていきたいとは考えております。

小林博次委員

考えていますって、実際にサルに食われて困って、対応を求めているのやわな。あなた方がやってくれやんから、じゃ、しょうがないから、自分でネットを買った。ネットを買ったら、網が大きくてネットごと野菜も食われて、細かいネットにすれば、かみついても品物は表へ出せませんから、網を何とか貸していただけませんか。買う金がないしというお願いをしたけど、あんたら、全然反応せんわけや。怒って、これ、僕は質問しておるわけやけど、猟銃は、この今の時期は撃てる場所に寄らんからということやな。そうしたら、自己防衛するために、本当に農業を守る気があるのやったら、何か網を、目の細かい丈夫い網を貸してくださいと言えば、少し貸してあげてもいいのと違うの。それは予算がないからだめなの。それとも、誰ぞがそんな網なんか必要がないというふうに思っておるわけ。

考え方をはっきり出してよ。

水谷商工農水部理事

防護柵等ネット、それから、電気柵等の防護柵につきましては、一応私ども2戸以上の農家の方が共同申請していただければ、こういった形で防護柵なりネットにつきましては、2分の1補助で対応させていただいております。現在のところ。個人の、個々の農家1戸1戸に対する網の貸与等は現在のところ考えておりません。

小林博次委員

考えておらんというのはやらんということやから、申し入れしたときに、やらんと言わないの。何遍でも来なあかんのか。それだけの答えを聞くのに。どうなっておるの。

伊藤農水振興課長

そちらについては、個人に対してはさせていただいていないというような形のことでございましたので、ご返事がおくれたという……。

小林博次委員

できる課長にかわったらどうや。困っておるのやないか。ようやらのやったら、かわれ。小さい網を1枚買うぐらいのことが。もうはっきり返事してよ。やらんのか、やるのか。農業を守る気がない課長なら、かわってくださいよ。

山本里香委員長

どちらが。

水谷商工農水部理事

小林委員から具体的に農家に対する対応を考えていただきたいという申し入れを受けております。それについて、私ども、もう一度内部で検討させていただいて、ご返事させていただきたいと考えておりますので、できるだけ対応できるように、また考えていきたいと思っておりますが、検討の時間をいただきたいと思っております。

小林博次委員

やってられん。質問、次。

四郷で、サルを追っ払うために組織を自治会がつくって、追っ払う体制をとったけど、あなた方は全然連絡をとらなかつた。できなかつた。ここでは、追い払いで、これ、四郷が出てこない。住民が、自治会が、追っ払う体制でつくって追っ払ったほうが効果があるということで申し入れたのに、あんた方は取り組まなかつた。これ、山田とか水沢、桜、県、これは何や、あんた方、特別につながりがあるのか。申し出たところは どうしてやらなかつたんや。

伊藤農水振興課長

こちらの追い払いにつきましては、これは今回、現在、猟友会の方が出ていただいた場合について、こういう経費の支出をさせていただいております。

小林博次委員

そうすると、よろしい。住民が、サル被害に遭ったところの住民が、被害に遭った人たちと、それから、ほかの地区の被害に遭った人たちとか自治会とか、それで追っ払いますと、こういうふうに申し出たのに、何でやらんのかと。あんた方、今、答弁になってないやろう。

伊藤農水振興課長

申しわけありません。昨年、八王子地区でそういうような形で講習会を開いて、参加させていただいて、それで、たしか一度皆さんで出ていただいたというような形で行いました。

小林博次委員

そうすると、ことしはサルが出ておっても追っ払わんと、こういうことか。違う、違うですやろう。組織をつくるというのは、あの同じ場所でも、同じ例えば四郷といたって、桜といたって、場所によってはサルは来んわけや。同じサルの来る場所で被害を受けた人たちが、お互いが相談をしながら、追っ払う体制をつくって、追っ払って行って、猟友会がだめなら、別に仕組みを考えて捕獲すればええわけやろう。あんた方、今までは猟友

会を無視しておったわけやろう。今の答弁を聞いておると、猟友会がってかぶせておるけど、あんた方はどうするの。そうしたら。仕事せん。それじゃ、まずいやろう。だから、そういう組織をつくってくださいということで、実効性のあるそういう組織をつくって、これは住民の皆さんが皆、県とかほかの指導を得て、そうしたほうが効果があるということをつくって、で、あんた方が無視してきたわけや。今、ないんやろう。組織は一回でき上がったら、皆、全市的にありますやろう。

伊藤農水振興課長

昨年、八王子につきましては自治会長さんに音頭をとっていただいて、そういうような形のことをつくっていただきました。その後、一度はしていただきましたが、その後の取り組みを、要するに考えていただいたのに対して、私どものほうが努力不足だったというふうに考えております。申しわけございません。

小林博次委員

申しわけあるとか、ないとかの話をしているわけじゃないの。組織というのは一遍でき上がって機能すると、追っ払い体制ができるわけや。そうやってしてくれと、何遍も頼んでおるのやけど、あんた方、さぼっておってやらんわけや。やったら、これ、ずっと組織がつながっておるやろう。これ、皆、連携とれておるの。それぞれ地区でぼつんぼつんやろう。これ。それではあかんという話やないか。だから、そこら辺をやる気があるのか、ないのか。もう一回答弁してください。

伊藤農水振興課長

委員おっしゃるとおりに、各一つの集落だけでこう追っていったら、隣に行くというような形のことになります。おっしゃるとおりに地域間の連携とか、各単位の部分でももちろんですけれども、地域間での連携というような形のことを今後やっていかなきゃならないということを強く認識して、進めさせていただきたいと思います。

以上です。

小林博次委員

説明してくれるのは、わかりました。あと、これからやるということやね。金も何もな

い。予算も何もなしでできやんから、どのぐらい考えているの。お金は。あなた方がやると決めるときは、財政的裏づけを持っておらんとあかんと思うんよ。例えばこれロケット花火を何箱か何本か渡すわ。それで、2本や3本やったって、サルは横で眺めて笑うておるだけやわ。笑うておるかどうかわらん。むなしだけなんや、これ。追っ払えるだけの数量をくれませんやろう。あなた方とかほかの人は、あの山の中へ花火を入れて火事になるとあかんからということで、加減してくれやんわけや。サルの防護用のネット、フェンスをくれても、サルは乗り越えてしまうんやわね。役に立っていないわけよね。おりをくれたって、実際には入らんわけや。地区によっては全く使わんようなおりまで、複数で余っておるわけや。だから、実態と合っていないと思うよ。対応が。

だから、もう少し追っ払うなら追っ払うでええから、追っ払える材料を提供せんとあかんやろう。こんな、ここに書いてある数字でどのぐらい成果があったのかというのを、実はこれ勉強会で資料を出していくときに必要なんやわな。足りておったのか、足りんのか、これだけ出したというだけではわからへんわけ。それは。これで足りておったのか。これ、足らんのか。これが役に立っておるのか、立っておらんのか。もっとほかのものが必要なのか。だから、もうちょっと親切に、片一方が怒っておるわけやで。俺は行くと、いつもど叱られるわけや。よその倍ぐらいに言わんことには、あんた方反応せんわけやろう。怒っても逃げ歩いてやらんわけや。サルのまねして。そうすると、困るんやな、これ。だから、もったきちっとしなさい。

それから、もう一つ、余り長くしゃべっておったら怒られるから、この2の表の中、上の有害鳥獣の駆除実施件数の中の、例えばカラス、梟（下海老地区）、カラス・ドバト、銃器でと書いてある。これ、空気銃でしょう。違うの。鉄砲を撃った。

伊藤農水振興課長

散弾銃です。

小林博次委員

散弾銃が使えたわけ。僕が行ったときは、ここは使えやんから、空気銃って言うていましたやないか。ここは使えるわけやな。

伊藤農水振興課長

済みません。こちらにつきましては、散弾銃で駆除いただいています。

小林博次委員

そうすると、これ、下の川島、桜、水沢、小山田も銃器が使えるわけや。

伊藤農水振興課長

銃器が使える部分です。ただ、銃猟禁止区域につきましては極力避けていただくような形をお願いしています。

小林博次委員

図1に戻るんやけど、あんた方の説明やと、銃器が使える場所が少ないというふうに答弁で聞き及んだけど、そうすると、銃器が使える場所はもっと広い範囲にあるわけや。だったら、それを図の中にきちっと落としてくれませんか。どこが使えて、どこが使えやんのか。この大きな地図をぶっともらって、銃器の使えやんところが多いから、サルが駆除できませんわという返事を聞いて、なおかつこっちのほうで銃器が使えるという返事を聞くと、どうなっておるのかいなと。空を向けて散弾を撃つやつはええのか。僕はあんたのところへ行ったときは、下海老じゃない、県地区のカラスとか、それは空気銃でないとかんと聞いたんやけど、これ、違うわけや。

伊藤農水振興課長

この後、こちらの下海老地区においては、猟友会のほうとも、要するにどこで、どこだったら撃てるかというような形のことで協議をさせていただいて、その中で撃てるという形で、ですから、こちらを向いては撃てないけれども、こちら側なら撃てるだろうというような形の協議をさせていただいて、散弾銃で駆除をしていただいています。

小林博次委員

そうすると、おサルのおきもこっち向いていれるなら撃てるし、こっち向いているなら撃てやんという答弁でないと、あかんやろう。これ、カラスの話やん。何の話か一緒に書いてあるから、わからんけれども。

伊藤農水振興課長

カラスとかドバトというのは、地上、空を飛んでいるというような形で、空を向いて撃てるというところがあるんですけども、サルはやっぱり地上にいるというような形ですので、なかなかどうしても裏が山手で、こう斜め撃ちというような形のことで、水平には撃てませんので、そうした部分で猟友会のほうと、要するにどこならできるかというような形のことで協議をさせていただいて、駆除を実施させていただいているところです。

山本里香委員長

小林委員、詳しい資料が提出されればよろしいですか。

小林博次委員

だから、資料をもっと大きい資料で、この紙がないわけじゃないんやろう。これ、裏面ここも空いているやない。もっと大きい資料で、もっときちっとしてくれませんか。カラスはどこで撃ったのかわからんし。

山本里香委員長

小林委員はこの続きはありますか。

小林博次委員

あります。

山本里香委員長

そうしましたら、今ここで1時間半経過しましたので、資料の請求については大変難しい資料の作り方になるようには思いますけれども、できる限りの資料を用意をさせていただきますこととともに、今から15分までの間、あの時計で15分までの間、休憩をとりたいと思います。休憩です。

15 : 04 休憩

15 : 15 再開

山本里香委員長

有害鳥獣のことについて進めております。きょうはあと1本報告がありますけれども、何人かの方、有害鳥獣でほかにもご意見ありますか。今、引き続いて小林委員の、協議会ですので、要望やら、そして問題点の指摘やらということで進めていくわけですがけれども、要望なのか指摘なのかということでも明示していただくと、こちらは大変ありがたいと思います。引き続きお願いします。

小林博次委員

常任委員会と違うで、怒っておってもあかんのやけど、勉強会やから、資料がもうちょっと正確でないとあかんと思うのやけど、例えば猟友会に中心的に物を頼む。そうすると、猟友会のメンバーだとか、それから、年齢構成、山に入って本当に動ける人が何人なのか。サルを撃ちたくない人はいないのかどうか、こういうのが資料としてつけてください。

それから、サルどこネット、一体何匹のサルにどんな発信器をつけて、それを何人で監視しているのか、こういうのもきちっと資料でつけてください。

それから、各自治会で有害鳥獣を追っ払うために組織が多分できる、もしくはできたけど、怒って解散したところもあると思うんやけど、どんなふう組織化されて、横の連携がどんなふうになっているのか、そのところもあわせて少しご答弁いただいて、資料として改めて出してください。

山本里香委員長

今、資料の請求に加えて、自治会等での取り組み、横の連携のことについて再度の質問がありましたが、そのことにお答えいただいております。どなたが。

伊藤農水振興課長

まず、NPOのほう、NPOというか、サルどこネットのほうで、どんな発信器をというのはまた資料で出させていただきます。今現在私どもが聞いているのは、A群のほうで3頭、それと、B群について2頭というような形で、首に発信器をつけているというような形です。対応につきましては、それぞれA群B群1名ずつ、1名ずつです。それと、組織化のお話です。組織化の話につきましては、現在、川島地区では組織をつくって

いただいて、連絡をとりながら動いていただいております。小林委員がおっしゃられました八王子地区についても、昨年やっていただくという形で講習会も開かさせていただいて、日を決めて、出ていただいたということがございました。その後の連携という部分につきましては、小林町の場合については、申しわけございませんが、そのままになっているという部分があると思います。

小林博次委員

何て。

伊藤農水振興課長

そのままになっているという部分があると思います。組織化につきまして、今回も川島地区で猟友会の方も入っていただいて、先ほど申し上げた農家さんなり自治会の方が、このT-3の花火とかそういう物を使って追い込んでいって、待ち伏せしてもらって撃つというような形のものを具体的に今、調整をさせていただいているという部分です。

以上です。

小林博次委員

それだけ。それだけ。

最初に質問の中でも出したけど、日を決めて、行動範囲全体で早い段階で追い上げてしまうと、餌のあるうちは下りてこないと思うんやね。きちっと。例えば川島で追っ払ったって、桜や四郷に来るだけなんやわな。どっち向いて追っ払うか知らんけど。四郷から追い上げて、川島へ入り、川島も一緒に追い上げて桜へ入れて、桜からも追い上げて山へ押し返してしまうと、出てこないと思っておるんやけど、あんた方、そういう組織的に対応するということがやられていないから、いつまでたっただってさいの河原なんやわな。あんたらのやっているのは、追っ払う、隣へ拡散しておるだけ。餌が新しくあるところを教えてやっておるみたいなやり方をしておるわけ、今。これじゃ効果がないので、やっぱりきちとした効果が出るような、追っ払いにしても、それをやらんとあかんと思うけど、その辺をどんな認識があるのか。あったらやっているやろうけど、今、多分、今、そんな認識は持っていないと思うんやけど。県はそうやって指導しておるからね。県と市は仲が悪いので、別のやり方があるのか知らんけど。だから、何人ぐらいそれに参加しているのか、

そういうものをきちっとしないと、片一方は200人おっても、片一方は5人やったかというのじゃ、とても太刀打ちできやんわけやから、やっぱり被害を受けておる人たち、それから、それ以外に追っ払いに参加できる人たち、市の職員やって参加してもらったってええんやに。ちょっとも参加してこんけれども。誰かあかんと言うておるの。商工農水の職員やって、来なあかんやろう。だから、その辺一遍こう輪郭がどんな輪郭でどうやってしておるのか、それぞれ何人ぐらいおるのか、どんな組織的連携を持っているのか、その辺も資料として、できれば出してください。そうでないと、これ、勉強にならへんから。

以上。長々と済みません。

山本里香委員長

たくさんの資料請求がありましたけれども、猟友会の構成や、そして、サルどこネットの、また、今さっきお答えいただいたこともきちんと書面にして、自治会の取り組み、効果的で連携を持った取り組みについての現状と今後の考え方ということも含め、1ページのところの地図のもう少し詳しくということが出ていると思いますが、資料は用意はできますでしょうか。どのくらいで。

小林博次委員

1時間。そんなもん、普通でやっておったら、5分もあったら出ますやろう。やっていないから、つくれやんのやろう。

山本里香委員長

1時間という話はちょっと無理だと思いますので、次回にということをお願いをしたいと思います。

小林博次委員

わかっています。

山本里香委員長

そのほか、伊藤委員。

伊藤 元委員

有害鳥獣対策、本当にご苦労なされておるなというふうには感じておるんですが、相手はやっぱり命かけて入ってくるのやわね。そうやで、こっちももっと知恵を絞って、負けやんように考えやなあかんと思うんですわ。言うのは簡単やけど、なかなか内容をどうしたらええかというのと、非常に難しいところがあるんですが、まず、小林委員のほうから資料請求がありましたので、それにちょっとつけ加えて、私も資料請求したいと思うんです。

一つは、細かなことは先生が言うてもらってましたので、大きくざくっと、昨年度のその有害鳥獣対策にかけたその費用の一覧、ばーっと細かな、まとめてもらって、それで総額でどれだけかけたのか。そしてまた、その農産品の被害、これがどれだけ出ておるのかと。それに対して。要するに費用対効果はどうなのかというのをやっぱりちょっと見てみたいなと思います。

それで、当然上がっていないのはわかるんやけど、と思うておるのやけど、それで、新たなその作戦を組んでいかなあかん中で、やっぱりどの部分を強化せなあかんのかという検証もやっぱり大事やと思うんですよ。ですから、勉強会やで、そういうのをきちっとわかるような資料をそろえてほしかったなと思いますので、次回までにその辺をそろえてください。

それで、内容、中身に入って、ちょっと聞きたいんやけれども、今までイノシシやとかシカ、サル、それからカラス等はもう昔からおった動物。最近これヌートリア、アライグマ、どれだけおるのかようわからんけれども、やっぱりこれも調べていかなあかんと思うんですね。それで、これは外来種ですやんか。1人で船をこいで来たわけでもないんやと思うんやわ。誰かが持ち込んでおるんかな。例えば琵琶湖なんかで問題になっておったブラックバス、誰かが持ち込んで放して、ゲームフィッシングにしていたということがあって、やっぱりその入り口でもうやっぱり防いでいかなあかんという対策が望まれると思います。ですから、やっぱりまだ少ないのであれば、早いところそういうことをやっていかなあかん一方で、だから、これ、今回はこれアライグマとかヌートリアとか言うておるけれども、もっとほかにも出てくる可能性が僕はあると思うの。日本はやっぱり住みやすいでさ。それで、それをやっぱり誰の許可を得て持ってきておるのやというところがあると思うのやわ。それで、行政サイドでやっぱりその辺は上とも話をしながら、やっぱりこれを駆除していかならんという対策費、やっぱりその辺もきちっと要望して、今、小林

委員さんが言われたように、四日市市内で追い払いをしておれば、よそへ行くだけの話で、そうすると、今度は逆に他市町とこの人間がけんかせんらんようになってくるということもあるわけやで、やっぱりその辺は大きな視点で見ていただいて、しっかりと国や県の力を借りていくということが必要やと思いますので、その方法を、どういうことでやっていけばええのかということちょっと考えてほしいな。そんなことなんですけどね。私の言いたいところは。

それで、やっぱり本当に生きていくためのもう本当に厳しい、相手はもう命がけでやってくるのやで。それで、追い払うだけでは何にもならんで、やっぱりある程度駆除はしていかならんだろう。そしてまた、自然との共生という部分を考えていったなら、やっぱりそういう動物も全くその害というわけでもなく、やっぱりいろいろとまた違う形で、この我々の社会の中にも貢献という部分もあったりするわけやで、ある程度共存共栄ができるようにしていかなあかん。だから、例えば対策費をかけておって、その中で、前にも1回、私は言うたことがあるのやけれども、山場へ餌場をちゃんとつくってやるとか、それで、人間が開発して行って、どんどんどんどん押し込んでいったわけやで、彼らの住むところがなくなって、腹減ったで下りてくるんやで、中でちゃんとそのサイクルが賄えるようにしてやらんたら、いたちごっこ違うのかなって、いつも思うんやけどね。それをどうするのやというのと、またいろいろ策はあると思うのやけど、例えばその2等品になった物でも買い上げてあげて、農家から。それを奥のほうへ持っていくとか、いろいろあると思うのやわ。そうやで、一遍細かなその辺がわかるようなデータ設定が欲しいな。

ということで、ちょっと大きな枠のデータと、そういうことをいろいろ、ちょっとまた別の視点から考えた形での手法というものを考えてみたいので、ぜひ知恵を絞ってください。要望と、私たちも頑張って考えますので、力を合わせたいと思いますが、いかがでしょうか。

水谷商工農水部理事

用意できる資料につきましては、次回までに用意させていただきまして、また、皆様方のご意見をいただけるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山本里香委員長

費用一覧とか農産物の被害などのデータもということですが、よろしいですか。

伊藤 元委員

よろしく申し上げます。

それと、今ちょっと言いましたけれども、その外来種、これから考えられることがあると思うんやわ。そちらのほうも並行して、一遍、国、県との協議、どういうことができるのか、一つ調べておいてもらえへんかな。

以上です。

山本里香委員長

ほかに。

石川善己委員

済みません。二、三点簡単にちょっと教えてください。

2ページ目の有害鳥獣駆除実施件数のところなんですけれども、真ん中のほうに、小山田、山田、四郷、八王子、で、一番下に小山田（小山町）とあるんですが、上のほうにも水沢・小山田のところの小山田とか、川島、桜、水沢、小山田のところって町名が入っていないんですが、銃器に関しては全域的にやっておる可能性もあるのかなと思ったりはするんですが、おりの設置に関して、これは小山田のどこの町かというのを教えてもらえますか。

山本里香委員長

おりの設置についての現状ですが、わかりますか。どなたが。

伊藤農水振興課長

小山田の小山の部分でなくて、この中段のところの川島、桜、水沢……。

石川善己委員

町名が入っていないところの町がどこの町かというのを教えてほしい。水沢、小山田のサルのところと、川島、桜、水沢、小山田のあたり。

伊藤農水振興課長

一番上の水沢、小山田につきましては、これは、おりですので、鉄砲のように区切られませんので、全地区だと……。

石川善己委員

一番上、サル。

伊藤農水振興課長

サルの部分ですね。

石川善己委員

おりが2と。

伊藤農水振興課長

おりが2というふうに書いてある分、水沢、小山田というふうに書かせていただいている分については、これは小山田地区全域というふうに考えております。だったと思います。済みません。川島、桜、水沢、小山田というふうに書いてあるこの銃器の部分、こちらについても。

山本里香委員長

場所を聞いてみえるんだと思いますが、おりの。違いますか。

石川善己委員

そうです。おりの設置場所。

山本里香委員長

サルのおりの設置場所。

石川善己委員

伺っているのは、その小山田地区の何町におりが設置してあるんですか。一番上のところはという意味なんです。銃器に関しては、これ、全域回っていただいているんですか。あるいはどこかの町だけなら、その町名を教えてくださいという意味なんです。理解をしていただけますか。

山本里香委員長

わかりますか。

伊藤農水振興課長

済みません。水沢、小山田地区で、サルを、おりが2台置いてあるけれども、どこに置いてあるのかというお話ですね。こちらについて、町名までちょっと今すぐにわからないので、ちょっと確認をして、また出させていただくようにさせていただきます。済みません。

山本里香委員長

わかるもの、ありますか。わかる方、ありますか。今ここで回答できないということなんでしょうか。

伊藤農水振興課長

1件については、私ども、水沢のあそこだった、宮妻峡へ上がっていくところだったというのは、要するに記憶しております。小山田のこの部分がどこだったか、ちょっと今はっきりと出ないので。

山本里香委員長

資料を記述したその資料とか、ないんですか。今、手持ちのもので。その地番というか、そのどこどこに設置箇所の記述が。

石川善己委員

一覧みたいなものはないんですか。適当に置いているの。

伊藤農水振興課長

いえ、適当に置いているわけではないので、下のほうに、ごめんなさい。一回確認を。

山本里香委員長

下に走ってください。1人。

伊藤農水振興課長

済みません。

山本里香委員長

ちょっと今、そうしましたら、確認をしているところですので、次のことで、続きますか、石川委員。

石川善己委員

済みません。じゃ、確認。銃器は、これ、じゃ、もう地区全域という理解でよろしいんですね。

伊藤農水振興課長

はい。こちら全域という形で結構です。

石川善己委員

そうすると、ちょっとやっぱり小山田のおりがどこに設置されているかによって次が聞けなくなっちゃったんですけれども。

山本里香委員長

じゃ、ちょっと待ちますか。

石川善己委員

違うところを先へ行かせてもらいます。

山本里香委員長

はい。

石川善己委員

講習会の件、ちょっと先に伺わせてください。これは、去年の秋ぐらいからやっていると思うんですけども、これって定期的に年に1回地域で、町でやるという感じなんですか。それとも、地域から講習を受けたい人が何人か出てきたので、講習をしてくださいという地域の要望が上がってきて開催する、どっちなんですかね。

伊藤農水振興課長

こちらについては、地域の方のほうから、要するに講習会を、使いたいから、使うには許可が必要というような形のことになりますので、受講が必要ということになりますので、地域の方からご要望をいただきまして、それで講習会を開かせていただいて、7月の場合につきましては、桜でやりますけれども、他地区の方にもご照会をかけて、お話を聞いているところにかけて、参加いただいたという状況です。

石川善己委員

ありがとうございます。

じゃ、他地区の説明会とか、というか、講習会にも参加ができるという形で案内はしていただいておりますね。じゃ、それはそれでいいかなと思います。

あと、もう一遍2ページへ戻るんですけど、駆除・捕獲の1番のサルの後追いと捕獲事業の業務委託なんですけど、予算が300万ですよ。花火と業務委託という格好になるのかと思うんですけども、花火の経費というのは、大体この右側の後追い資材配付の75万で、それ以外は全て基本的に猟友会への委託費用という理解でよろしいんですか。

伊藤農水振興課長

こちらのほうの追い払いに関するものにつきましては、追い払いの委託費でございまして、この資材等は市のほうから配付するというような形のものになっております。

石川善己委員

ありがとうございます。

そうすると、この右側の資材は別個で300万丸々が猟友会さんに委託費用として、今、計上されて、もう一本、猟友会さんのため、ためというか、猟友会に支払うためだけの経費という理解でよろしいですね。

伊藤農水振興課長

こちらにつきましては、1回出ていただくと5000円というような形で、一応半日程度という形になりますので、単価契約で5000円というような形で、委託契約をさせていただいておりますので、予算額は300万という形ですけれども、実績払いというような形でさせていただいております。

石川善己委員

ありがとうございます。

じゃ、設置場所が来ないので、最後、もうこれだけ聞かせていただこうかなと思います。

有害鳥獣、先ほど水谷理事のお話にもあったと思うんですが、時期的なものがあると思うんですが、この春先から夏前ぐらいというのはやっぱりいろんな地域で話を聞いておっても、やっぱりイノシシという声が非常に多いんですね。やっぱりサルは先ほどおっしゃってみえたように冬場ということが多いのかなと思うんですが、そのあたり、シーズン別にいろいろ対策とか、特別にこの時期にここを強化してというような取り組みというのは、やってみえるのか、やってみえないのかと、今後やっていくようなお考えがあるのかとか、その辺も聞かせてください。

水谷商工農水部理事

特に、最近、ことしからだと思いますけど、イノシシについては、春先から秋の有害鳥獣駆除というのは余り出してなかったんですが、ことしたしかこういう形でかなり箇所のふえた許可を出しておると思います。イノシシにつきましては、基本的には夏場の駆除、イノシシ、シカの駆除と、それからもう冬場は11月から猟期に入りますもんで、3月いっぱいまで今はオーケーになっています。ですから、ことしは特にそのイノシシについてそのおりの駆除をふやさせていただいたというのが、たしか特徴だと思っております。

サルのおりにつきましては、なかなか、これ、サルどこネット用の受信機をつけるためにまず許可を出しておりますもんで、それで、サルのおりをセットしまして、大体やっぱ

り1カ月、2カ月たたないことには、サルって入らないそうでございます。一遍入ったら、なかなかそのおりに入らないということでございますもんで、これについては3月中でしたか、1月から3月の間に電波発信機のほうを2頭と2頭、4頭たしかつけておるはずですね。これは発信器をつけて逃がしております。

山本里香委員長

よろしいですか。今、一番初めの回答が戻ってきましたでしょうか。よろしいですか。

伊藤農水振興課長

ちょっと今。

石川善己委員

ちょっとそれはわからないので、もう置いておきます。

最後、私、よく聞いておるのは、さっき話をしたんですが、春先のイノシシということで、小山田地区でいろいろ声を聞いていますし、アライグマ、ちょっと認識をされていないという話でしたけれども、西山のほうでかなりいろんなお話も、アライグマで聞かせていただいておりますので、そんな声が入っているかどうかはわかりませんが、ぜひ早急に対応をしていただきたいと思います。昨年秋の補正のときにも、たしか捕獲、サルの捕獲に関して50頭ぐらいの目標が上がっていったと思うんですが、それにもかかわらず、今年度この前半の実績を見ると、到底及ばない数字でありつつ、ことしも目標50頭ということですので、このままであかんのやったら、やっぱり小林委員とかもずっとおっしゃってみえるように、何らかの形で違う方策も考えて、目標に近づく努力をしていただかんと、目標を上げたのと、実際に捕獲できた頭数というのがこれほど乖離がある量では、やっぱり何もしてもしろていないと、農家の方は思われる方が圧倒的に多いと思いますし、そう思ってみえます。私も聞いておって。その辺、何とかやっぱり目に見える形で、少しでもいいので、あ、減ったねって実感できないとあかんのかなと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

山本里香委員長

じゃ、回答はまた後でよろしい……。

石川善己委員

後で書面でも何でもいいです。

山本里香委員長

ちょっと待ってください。

伊藤農水振興課長

申しわけございません。実際に置かせていただいたのは、山田町に置かせていただいております。

山本里香委員長

続きますか、石川委員。

石川善己委員

ということは、おりに関しては小山と山田しかないということですね。ほかの地区からの要望とか、ないんですか。

伊藤農水振興課長

おりについては、実際に置こうとすると、結局サルを入れようと思うと、そのあたりに餌をまいて、結局サルを集めてこなきゃならないという形で、許可をするときに、おりを置かせてもらいますという話はさせていただきますが、実際に置く段になると、自分ところの畑のところにおりを置いて、そこに餌をまいて、サルをわざわざ集めるということに対して非常に理解が得られないというようなことで、苦慮しているという部分が正直なところではあります。済みません。

石川善己委員

ありがとうございます。終わります。

山本里香委員長

ほかにありますか。

加納康樹委員

済みません。終わりに、石川さんのアライグマに若干関連するんですけど、まず、そのアライグマ、町名を出されましたけど、市街地、町場にも相当来ていますよね。アライグマが。

(発言する者あり)

加納康樹委員

その現実を思うと、まず、この状況から見ると、アライグマに対しての何らかの対策っていうのは、猟友会さんを通じてでないと、何もできないという、そういう見方をしちゃうんですけど、そうなんですか。

伊藤農水振興課長

そういう鳥獣を捕獲しようと思うと、それについては狩猟法というか、その文言として、猟友会しかとってはいけないという形のことになります。ただ1点、自分の敷地内において、自分の敷地内だけという形のことであれば、要するに個人の方でもオーケーという部分があるんですけども、通常の場合、その捕獲というような形になると、やはり狩猟免許というような形で、捕まえるために猟友会の方をお願いしなきゃならないという形になりますので、私どもとしては、そういう場合が出たときには、猟友会をお願いをして、それで、来ていただいて、どうするかというのを対策を練って、それで、おり等を設置するというような形のことでも進めさせていただくことになると思います。

加納康樹委員

となると、逆にそのアライグマの場合の危険は町場に出てきて、お子さんたちがけがするんじゃないかという、これの懸念がアライグマの場合は農作物よりも、そちらのほうが怖いと思うんですが、そういうことがあった場合に、猟友会さんをお願いすると、町場の用水とか、そういうところにも設置するのは可能なんですか。

山本里香委員長

どうですか。

伊藤農水振興課長

町場のほうに、一応そういう事例が、正直申し上げまして、今のところはないんですけども、これについては、アライグマ等についても庁内調整もとりまして、置いていただけるところなのか、どうなのかということも含めて検討はさせていただく必要があるとは思いますが。

加納康樹委員

わかりました。また具体事例で相談もあろうかと思しますので、そのときにできるだけ前向きな方向でご相談もと思います。

以上です。

山本里香委員長

ほかの方で、有害鳥獣ではありませんか。今回、資料請求が幾つか出ておりますけれども、資料請求した資料を見て、継続して、また意見交換といいますか、協議会を続けなければいけないと思いますが、日時設定はちょっとまた預からせていただくこととして、今回は、きょうはこのところで、この件については閉じさせていただきたいと思えます。資料はできるだけいねいに、また、速やかに用意をしていただきますようお願いをいたします。

それでは、有害鳥獣についてよろしいですね。これで、終わらせていただきます。

15:43 休憩

15:56 再開

山本里香委員長

それでは、きょう5時をめぐりにですけれども、5時20分から現地での競輪の視察がありますが、17時にこの庁舎からご一緒していただく方は出発をしますから、16時55分に市役所地下1階に集合をしてください、一緒に行きます。4時55分です。4時55分に地下1階

で5時には出発をしてまいりたいと思います。

ご自分の車で行かれる方、三方、今お伺いをしておるんですけども、皆さんにお届けしてあります図の指示に従って進んでいただいて、5時20分には向こうでの視察を始めたいと思いますということです。

じゃ、どうもありがとうございました。

15：57閉議